退職後の健康保険制度のご案内

お問い合わせ☎
給付班　043-223-4118

退職後の健康保険はお決まりですか?今お持ちの共済組合員証は、退職の翌日から使用できません。
再就職する、家族の被扶養者になる、公立学校共済組合の任意継続組合員になるなど、それぞれの生活に応じた健康保険に加入することになります。退職する前に、退職後に加入する健康保険を確認しておきましょう。

退　職

再就職をしなかった場合

- 任意継続組合員になる
- 家族の被扶養者になる
- 国民健康保険に加入する

健康保険や共済組合の加入条件に満たない場合（再任用ハーフタイムやアルバイトなど）

再就職をした場合

- 公立学校共済組合に加入する（再任用フルタイム）
- 健康保険に加入する（民間企業等）

〈任意継続組合員制度について〉

退職日まで引き続き1年と1日以上組合員だった方は、任意継続組合員になることを申し出ることにより、退職後2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。

なお、任意継続組合員になるためには、退職の日から20日以内に申し出て、掛金を納入することが必要です。詳細については、退職予定者向け冊子「ゆとり」をご覧ください。

歯科口腔健康診査の補助は 2/28 まで！

お問い合わせ☎
厚生班　043-223-4121

歯科口腔健康診査の補助事業を実施しています。対象者には、所属所を通じて、ガム付きの自己判定セット及び受診券を配布済みです。受診券の利用期限は 2/28 までです。お早めに受診しましょう。

なお、受診券は健診を受診する際、医療機関に必ず提出してください。（受診券がない場合、補助が受けられません。）

《対 象 者》25 歳・35 歳・45 歳・55 歳・59 歳の組合員本人（平成 30 年 4 月 1 日現在）
※年度途中で組合員資格を取得した対象年齢の組合員は、厚生班までご連絡ください。

《健診内容》①自己判定セットを使用したセルフチェック（咀嚼力及び口腔状態等の確認）
②協力歯科医院の受診による健診（歯及び口腔粘膜等の検査・ブラッシング指導・口腔機能等の相談及び保健指導・歯面付着物の除去※歯石除去とは異なります）

歯周病は、生活習慣病の発症と深い関係があります！

歯周病は、痛みを感じることなく進行する厄介な病気で、抜歯原因の第 1 位！
また、糖尿病や心筋梗塞などの生活習慣病の発症との関連性が証明されたため、歯科口腔機能を維持することは健康な生活を送る上で欠かせません。
この機会に、ぜひ、ご自身のお口の健康をチェックしてみましょう！

公立共済やすらぎの宿　休館のお知らせ

松江宿泊所【サンラポーむらくも】（島根県）は、空調設備等の改修工事のため、
11 月 1 日（木）から平成 31 年 2 月 28 日（木）まで休館となります。
なお、休館期間中も宿泊等のご予約及びご相談を承ります。
TEL　0852-21-2670　（従来と同じ）　　FAX　0852-27-8605　（従来と同じ）
URL　http://www.sunrapport-murakumo.com

簡単なストレスチェックができる「こころの体温計」をご活用ください。【URL】https://fishbowlindex.jp/pschiba/ 公立学校共済組合千葉支部HP をクリック 携帯QRコード